

# 「建築統計の年間動向」使用許諾契約書

(2023. 10. 01 適用)

『建築統計の年間動向』（以下「本製品」といいます。）をご利用になる前に、必ず下記の使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます。）をお読みください。

本契約書は、お客様（利用申込の際に登録された個人または法人で、そのいずれであるかを問いません。）と一般財団法人建設物価調査会（以下「当会」といいます。）との間に締結される法的な契約（以下「本契約」といいます。）です。本製品は記録媒体（CD-ROM）ならびに印刷物（記録媒体に収録された内容を印刷したものを含みます。）をいいます。

**お客様は、本製品の利用申込によって、本契約書の条項に承諾したものとみなします。本契約書の条項に同意されない場合、お客様は本製品の利用申込を行うことができません。**

なお、本製品は、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本製品は許諾されるもので、販売されるものではありません。

## 1. 権利の許諾

当会は、お客様が本契約書のすべての条項を厳守することを条件として、お客様に対し、以下の権利を許諾します。

### ① 製品のインストールおよび使用

お客様は、本製品を特定の1台のコンピュータ（以下「本PC」といいます。）に限り、インストールして使用することができます。本製品を、ネットワークサーバ、クラウド、その他のデジタルデバイスを含めた異なるコンピュータ（以下「他PC」といいます。）にインストールすることはできません。また、他PCで表示・実行・共有することはできません。

### ② バックアップコピー

お客様は、本製品のバックアップとして複製物を1部に限り作成することができます。お客様はそのバックアップ用の複製物を、本PCに本製品を復元すること以外の目的で使用することはできません。

## 2. その他の権利と制限

### ① 返品ならびに返金

本製品は、理由の如何を問わず返品はお受けできません。また、お支払いを受けた利用料金は、いかなる場合も返金いたしません。

### ② 本製品の印刷

お客様自らの利用に限り、本製品の内容を印刷することができます。

### ③ 構成部分の分離

本製品は1つの著作物としての使用を許諾しています。そのため本製品を分離して複数の他PCで使用することはできません。

### ④ 翻案

お客様は、本製品を利用して新たな著作物（以下「二次著作物」といいます。）を創作することができます。その二次著作物に対しても著作権法上および本契約のすべてが適用されます。

### ⑤ 転貸

お客様は、第三者に対し本製品を使用させてはならず、また転貸することはできません。

### ⑥ 譲渡

お客様は、本製品の全部を一括してのみ第三者に譲渡することができます。ただし、その場合、本製品の複製物を保有することはできず、本製品の一切（記録媒体、本契約書、本製品の内容印刷物等を含みます。）を譲渡し、かつ譲受人に対し、本契約書の条項に同意させることを条件とします。

### ⑦ 解除

お客様が本契約書の条項に違反した場合、当会は本契約をただちに終了させることができます。この場合、お客様は、ただちに本製品およびその付属品をすべて破棄・消去し、本PCから本製品を完全にアンインストールしなければなりません。

⑧ 著作権

本製品、付属のマニュアル等の文書および本製品の複製物についての著作権、知的財産権は、当会が保有しています。したがって、お客様は当会の文書による許諾がある場合を除き、印刷物等の著作物を複製できません。

### 3. 保証範囲

① 免責事項

当会は、本製品の品質および機能がお客様の特定の使用目的に適合すること等を保証するものではなく、本製品の種類または品質に関する担保責任および保証責任を一切負いません。本製品の使用または使用できなかったことに起因して発生する直接的および間接的な問題は、すべてお客様の責任において処理されるものとします。

② 商品の無償交換

当会は、本製品に物理的な不都合があり、本製品の引渡し後 30 日以内にお申し出があった場合にのみ、速やかに不都合のない製品と無償にて交換いたします。

③ 商品の有償交換

上記①の事態が火災、地震、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意もしくは過失、誤使用その他異常な条件下での使用において生じる等、当会の責に帰さない理由により生じた場合は、当会の規定により実費をご負担いただき、不都合のない製品と交換いたします。

④ 公表データの修正への対応

国土交通省により建築着工統計データの修正が発表された場合でも、当会から修正情報を本製品の購入者にお知らせすることはありません。政府統計の総合窓口「e-Stat」をご確認ください。

【e-Stat の URL】 <https://www.e-stat.go.jp/>

⑤ 賠償責任の上限

本製品に対する当会の賠償責任は、いかなる場合においてもお客様が実際に支払った金額を上限とします。

### 4. 一般条項

① 有効期間

本契約の有効期間は、本契約が成立したときから、お客様が本製品の使用を停止するまでの間とします。

② 準拠法・管轄裁判所

当会とお客様は、本契約に関して紛争が生じた場合には、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

③ その他

本契約の一部の条項が無効となったり、法的な強制力を失った場合でも、その他の条項には影響を与えることなく、完全に有効性が保たれるものとします。

以上

## 一般財団法人 建設物価調査会

<販売業務代行>

株式会社 建設物価サービス

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 10-11

TEL : 03-3663-8711 FAX : 03-3663-1378